

公社等外郭団体の改革方針（案）

団体名	(財)千葉ヘルス財団		所管所属名	健康福祉部疾病対策課	
事業内容	<p>高齢化の進展、疾病構造の変化、医療技術等の進歩により、医療のあり方に大きな変化が生じており、在宅ケア体制を推進するための事業、老人・難病・終末期医療体制を推進するための事業、臓器不全対策を推進するための事業等の実施により、県民の保健医療の向上に努めている。</p>				
財務状況	年度（単位：千円）		H20	H21	H22
	貸借対照表	総資産	626,464	622,972	627,919
		負債	144	165	151
		資本	624,320	622,807	627,768
		累積損益	8,061	6,390	6,376
	損益計算書	総収入	15,528	15,568	15,388
		経常損益	△2,713	△1,671	△15
		当期損益	△1,255	△1,514	△15
		減価償却前当期損益	△2,173	△1,153	533
	県財政支出	借入金残高	0	0	0
		委託料	0	0	0
		補助金・負担金	6,652	6,732	6,732
		その他	0	0	0
県関与の必要性	<p>（団体の必要性）</p> <p>当財団は、患者の支援に柔軟に対応し、行政を補完する事業を行っており、特に、在宅人工呼吸器を使用し在宅で療養している患者に対しては、市町村事業において医療機器の購入費助成や意思伝達装置の貸出しを行っているが、年齢等の給付制限により、給付対象外となった患者について、当該財団が給付を行うことで在宅での療養を支援している。医療機器の購入費助成は全国で唯一の支援事業として評価が高い。</p> <p>また、臓器移植については様々な世論があること等から、県及び関係機関と連携することで、普及啓発活動や公開講座、他団体の後援等を広く行っているところである。今後も臓器移植法改正による移植医療の発展のために、一層の普及啓発、移植医療に携わる医療機関への指導等、当財団として担うところが大きい。</p> <p>（県関与（人的・財政的）の必要性）</p> <p>保健医療行政を進めて行く中で、事業を円滑に進めるため、県が中心となって設立した財団である。</p> <p>財団の事業の一つである臓器移植普及推進啓発事業は、臓器移植に関する普及啓発活動を行っているものであり、臓器移植法には県の責務と位置づけられている。</p> <p>昨年の法改正により、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承認があれば脳死下での臓器提供も可能になり、改正法が円滑に施行されるよう普及啓発等、同財団の果たす役割が増すことが考えられる。</p> <p>また、在宅人工呼吸器療養者支援事業は在宅で人工呼吸器を使用し、療養する難病患者に対して医療機器の購入経費を補助しているが、この対象者は、県が認定している特定疾患治療研究事業の患者である。他の事業においても、行政を補完し、また、県との共催で実施している。</p> <p>このため、県からの人的支援として、事務局長（常務理事）1名・書記5名（職免）が従事している。</p>				

過去の 見直し 方針	分類	統合
	類似目的を有する公益団体である財団法人ちば県民保健予防財団との統合に向けた協議を進めていく。	
現在 までの 取組 状況	<ul style="list-style-type: none"> （財）ちば県民保健予防財団としては、（財）千葉ヘルス財団の全事業の受け入れは困難とのことで、（財）千葉ヘルス財団の事業について、精査した上で今後も協議を進めることとした。 （財）千葉ヘルス財団においては、既存事業の継続を希望しており、平成22年3月の理事会では、（財）ちば県民保健予防財団との統合に向けた協議は終結し、今後は財団の趣旨を残すことを前提に検討していく旨承認された。 （財）千葉ヘルス財団の今後の方針について本年6月の理事会に諮ったところ、「今後は公益財団法人化を目指し、移行に向けた準備を進める」ことが承認された。 	
役職員の 状況	常勤役員 <u>14</u> 1名⇒ <u>23</u> 1名 うち県OB <u>14</u> 1名⇒ <u>23</u> 1名 うち県派遣 <u>14</u> 0名⇒ <u>23</u> 0名	常勤職員 <u>14</u> 0名⇒ <u>23</u> 0名 うち県OB <u>14</u> 0名⇒ <u>23</u> 0名 うち県派遣 <u>14</u> 0名⇒ <u>23</u> 0名
課題	<ul style="list-style-type: none"> （財）千葉ヘルス財団の運営は、県及び市町村を含め、医療関係者、ボランティア、経済団体等からなる出捐による基本財産の運用益や篤志家の寄附金等で行われており、また、患者を取り巻く専門医等のボランティア活動による真摯な取り組みが支えになっている。このため、関係者には同財団の今後のあり方について周知する必要がある。 （財）千葉ヘルス財団は、現在、収益事業がないため、繰越金を取崩して財源に充てているが、新法人化しても財産の取崩しを前提として運営していく必要がある。 公益財団法人の認定を受けるためにも、事業のさらなる充実を図る必要がある。 行革の観点からも、県からの財政的・人的独立を図る必要がある。 	
今後の 改革 方針 (案)	分類	関与縮小
	<ul style="list-style-type: none"> （財）千葉ヘルス財団の事業については、行政の補完的事業を実施しており、事業を継続していく必要があるが、同財団が廃止となった場合の事業の引受け手がない。 今後は、現在の基本財産の取崩しを前提とし、事業を充実させ、公益財団法人化に向けて関係機関等と協議していく。 	